

令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	施設園芸再整備補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市農林水産業振興事業補助金等交付要綱 施設園芸再整備事業事務指針	
事業開始年月日	平成21年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	都市化の進展に伴う優良農地の減少や生産環境の悪化に対処するため、生産性の高い施設園芸を支援し、持続性の高い都市農業の振興を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	既設農業用ハウスの張替、省エネルギー型暖房機の入替にかかる補助対象経費の3/10を補助する。なお、被覆材の張替えは900円/㎡、省エネルギー型暖房機等は390千円/台を上限としている。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	各種農業資材等の価格高騰により、農業経営は大変厳しい状況にある。又都市化の進展に伴い優良農地の減少や生産環境の悪化が急速に進んでおり、これらの問題に対処し、市内の持続性の高い都市農業を振興するため、施設の整備は不可欠である。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	・平成25年7月19日から「被覆材にはカーテン、防虫網等を含むものとする」の要件を追加 ・令和元年7月24日から「1事業あたり20a以上の施設であること」の要件を撤廃 ・令和4年4月1日から1度実施した施設についても、張り替えた資材の耐用年数を超えれば使用できるようになった。	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	・補助対象経費 既設ハウス施設において、使用年数を経過した設備の更新をする場合にかかる経費 (工事請負費・施設修繕費・消耗品費・備品購入費・原材料費)。ただし、被覆材は5年以上使用できるものとする。 ・補助対象者 農業者が組織する団体 (3戸以上) なお、農業共済等加入を努力義務とする。 ・補助金等の額 補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。(なお、被覆材の張替えは900円/㎡ (上限)、省エネルギー型暖房機等は390,000円/台 (上限)とする。)	

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	4,545	3,195	1,575	10,121
	うち一般財源	4,545	3,195	1,575	10,121
	決算(見込)額	4,387	2,850	1,130	6,894
対象者数・ 交付件数など	J A ちば東葛管内	9	4	0	7
	J A いちかわ管内	9	1	4	7

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	補助金事務 (随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所管課	経済部 農水産課
事業名称	施設園芸再整備補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準等	今後、都市化の影響により、優良農地がより減少すると考えられることから、限られた財源の中で、より効果的に都市農業を振興できる補助金のあり方を検討する必要がある。	持続性の高い都市農業を振興するため、使用されている被覆材や農家の現状を把握の上、現状の予算の範囲内で、適切な補助要件や水準等について検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準等	-	-